

新	旧	ポイント
<p>日野市すべての人の性が尊重され多様な生き方を認め合う条例施行規則</p> <p>平成13年12月28日 規則第35号</p> <p>第1条、第2条 略 (対象者)</p> <p>第3条 条例第9条の2第1項に規定する規則で定める者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(1) パートナーシップにあること。</p> <p>(2) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。</p> <p>(3) 双方に配偶者がいないこと、及び双方に相手方以外に婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、パートナー(他の地方公共団体が定めるパートナーシップ制度その他これに類する制度のパートナーを含む)、交際相手がいないこと。</p> <p>(4) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係にないこと。ただし、パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。</p> <p>(5) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 双方が、日野市内(以下、「市内」という)に住所を有する。</p> <p>イ 一方が、市内に住所を有する。</p> <p>ウ 双方が市内に住所を有しない場合において、一方又は双方が宣誓日から3箇月以内に市内に転入を予定している。</p> <p>(6) 一方又は双方が、多様な性の当事者（性的マイノリティ）であること。</p> <p>(パートナーシップ宣誓)</p> <p>第4条 条例第9条の2第1項の規定による届出（以下、「パートナーシップ宣誓」という。）をしようとする者（以下、「宣誓者」という。）は、日野市パートナ</p>	<p>日野市男女平等基本 条例施行規則</p> <p>平成13年12月28日 規則第35号</p> <p>第1条、第2条 略</p>	<p>名称：条例の名称に併せる</p> <p>第3条 制度の対象者を定める 資料I(3)申請要件参照</p> <p>(3) 重婚等の禁止のための要件。 パブリックコメント参考意見(非公開意見)により変更。</p> <p>(5)ア、ウ→表現の整理。</p> <p>第4条 宣誓方法 申請書類(様式は資料3-2参照)、提出書類(資料I参照)を定める</p>

新	旧	ポイント
<p><u>一 シップ宣誓書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。</u></p> <p><u>(1) 住民票の写し</u></p> <p><u>(2) 戸籍個人事項証明書又は独身証明書（日本国籍を有しない者にあつては、現に婚姻していないことを証する書類）</u></p> <p><u>(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u></p> <p><u>2 宣誓者は、パートナーシップ宣誓の際に、本人であることを証明するため、日野市戸籍及び住民基本台帳に係る届出、請求等の本人確認に関する事務取扱要綱（平成20年6月5日制定）別表1に定める書類を提示しなければならない。</u></p> <p><u>（通称名の使用）</u></p> <p><u>第5条 宣誓者は、パートナーシップ宣誓において、戸籍上の氏名と併せて通称名（戸籍上の氏名以外の呼称で戸籍上の氏名に代わるものとして社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。</u></p> <p><u>2 宣誓者は、前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、パートナーシップ宣誓の際に、当該通称名を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類を提出するものとする。</u></p> <p><u>（証明書等の交付）</u></p> <p><u>第6条 市長は、パートナーシップ宣誓があつたときは、第3条に掲げる要件並びに第4条及び前条第2項に規定する書類を確認の上、日野市パートナーシップ宣誓証明書（第2号様式。以下、「宣誓証明書」という。）及び日野市パートナーシップ宣誓証明カード</u></p>		<p><u>ポイント</u></p> <p><u>2項 各種届出の本人確認書類</u> 宣誓などの各種届出の際の本人確認書類を、第2項に定める。戸籍の届出時の本人確認書類と同様の書類で確認します。（資料3-3参照）</p> <p><u>第5条 通称名について</u> 宣誓時に通称の申請があつた場合、証明書の氏名欄に通称名を使用することができることなどを定める。 2項の、社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類としては、通称名を使用していることが分かる「社員証」や「郵便物」を想定している。</p> <p><u>第6条 証明書・証明カードの交付</u> 宣誓書類の審査後、証明書として「宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を交付する。（様式は資料3-2参照）ただし双方が3箇月以内に転入予定の場合は有効期限入りの賞味書類を交付する。</p>

新	旧	ポイント
<p>(第3号様式。以下、「宣誓証明書カード」という。) を、当該宣誓をした者双方に交付する。ただし、第3条第5号ウに該当する者に対しては、宣誓日から6箇月を有効期限とした宣誓証明書及び宣誓証明書カード（以下、「宣誓証明書等」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名及び戸籍上の氏名を宣誓証明書等に併記するものとする。</p> <p>(宣誓証明書等の再交付)</p> <p>第7条 前条の規定により宣誓証明書等の交付を受けた者（以下、「受領者」という。）が、宣誓証明書等を紛失、毀損又は汚損したときは、市長に対し、日野市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（第4号様式）を提出することにより、宣誓証明書等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により宣誓証明書等の再交付を受けるときは、当該宣誓証明書等を返還しなければならない。</p> <p>2 第4条第2項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第8条 受領者は、次の3号のいずれかに該当するときは日野市パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届（第5号様式）（以下、「変更届」という。）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 戸籍上の氏名又は通称名に変更があったとき。</p> <p>(2) 通称名を変更又は新たに設定するとき。</p> <p>(3) 第3条第5号ウに該当する者が、宣誓日から3箇月以内に市に転入したとき。</p>	<p>。</p>	<p>第7条 証明書等の再交付 紛失・毀損・汚損の場合、再交付申請書の提出で再交付を受けられる。（様式は資料3-2参照） ※紛失の場合を除き、手持ちの証明書等を再交付申請書に添付することとする。（証明書等は複数交付した状態にしない）</p> <p>第8条 変更届について 宣誓証明書等の記載事項（氏名（戸籍上・通称）・有効期限）に変更がある場合、変更届と手持ちの宣誓証明書等を提出する。（様式は資料3-2参照） ※氏名（戸籍上・通称）変更をする方は、上記の書類に、氏名変更後の戸籍等を添えて提出する。書類審査後、変更後の氏名の宣誓証明書等を交付する。 ※3箇月以内に転入予定として有効期限入りの宣誓証明書等の交付を受けた方は、宣誓日から3箇月以内に転入し、6箇月以内に変更届を提出すると、有効期限のない宣誓証明書等を交付される。 (1)～(3)→表現の整理等。</p>

新	旧	ポイント
<p>2 第4条第2項の規定は、前項の規定による変更届について準用する。</p> <p>3 市長は、第1項第1号又は同項第2号による変更届の提出があったときは、変更内容の確認後、変更後の戸籍上の氏名又は通称名を記載した宣誓証明書等を受領者に交付するものとする。</p> <p>4 前第1項第3号による変更届は、宣誓証明書等の有効期限内に提出しなければならない。</p> <p>5 市長は、前項で規定する有効期限内に第1項第3号による変更届の提出があったときは、変更内容を確認後、有効期限のない宣誓証明書等を受領者に交付するものとする。</p> <p>（宣誓証明書等の返還）</p> <p>第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、日野市パートナーシップ宣誓証明書等返還届（第6号様式）に宣誓証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) パートナーシップを解消したとき。</p> <p>(1) (2) 受領者のいずれか一方が死亡したとき。受領者のいずれか一方又は双方が第3条第3号又は第4号の要件を満たさなくなったとき</p> <p>(2) (1) 第3条第5号及び同条第6号の規定する要件を満たさなくなった、又はパートナーシップ宣誓をした時点で満たしていなかったと判明したとき。</p> <p>(3) 次条に規定する取消事由に該当するとき。</p> <p>(4) 前号に定めるもののほか、市長が宣誓証明書等の返還が必要と認めるとき。</p> <p>(1) 受領者のいずれか一方が死亡したとき。</p>		<p>ポイント</p> <p>第9条 宣誓証明書等の返還について</p> <p>パートナーシップを解消したときや、双方が市外に転出するなど申請要件を満たさなくなった時に返還届を提出する。返還届には手持ちの宣誓証明書等を添えて提出する。（様式は資料3-2参照）</p> <p>*(2)～(6)について表現を整理。</p>

新	旧	ポイント
<p>(6) 受領者のいずれか一方又は双方がパートナーシップ宣誓をした時点において第3条に規定する要件に該当していなかったことが判明したとき。</p> <p>(6) 次条に規定する取消事由に該当するとき。</p> <p>2 第4条第2項の規定は、前項の規定による返還の届出について準用する。</p> <p>（宣誓証明の取消し等）</p> <p>第10条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、宣誓証明を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により、宣誓証明書等の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 宣誓証明書等を改ざんし、又は不正に使用したとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により宣誓証明を取り消したときは、その旨を受領者に通知し、期日を設けて宣誓証明書等の返還を求めるものとする。</p> <p>3 前項に規定する通知の後、宣誓証明書等の返還の期日を経過しても、受領者より宣誓証明書等の返還がない場合は、特定の個人の識別が可能な情報を除き、その旨を公表するものとする。</p> <p>（申出の方式）</p> <p>第11条 条例第12条第2項の規定により苦情又は申出をしようとする場合は、_____苦情等申出書（第7号様式）による。</p> <p>（申出の受付及び処理）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 市長は、前項の受付を行った場合において、苦情又は申出をした者に処理の結果について、_____苦情等処理通知書（第8号様式）により通知するものとする。</p>	<p>（申出の方式）</p> <p>第3条 条例第12条第2項の規定により苦情又は申出をしようとする場合は、<u>男女平等</u>苦情等申出書（第1号様式）による。</p> <p>（申出の受付及び処理）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長は、前項の受付を行った場合において、苦情又は申出をした者に処理の結果について、<u>男女平等</u>苦情等処理通知書（第2号様式）により通知するものとする。</p>	<p>第10条 <u>宣誓証明の取消しについて</u></p> <p>虚偽や不正などの手段で宣誓証明書等の交付を受けた場合、証明を取り消すことができる規定を設ける。</p> <p>その場合、不正等により証明が取り消された旨通知するとともに、期日を設けて宣誓証明書の返還を求め、期日までに証明書等の返還がない場合は、悪用を防ぐため、個人が識別できる情報を除きその旨を公表する。（宣誓証明書の交付番号を想定している）</p> <p>第11条 <u>苦情申し立て</u></p> <p>条例上に男女平等に関する苦情申し立ての規定があります。この規定で、性自認・性的指向による差別や、アウティングなどの申し立ても可能にする。（資料3-4参照）</p>

新	旧	ポイント
<p>(委任) <u>第13条 略</u> 付 則 略</p> <p><u>第1号様式(第4条関係)日野市パートナーシップ宣誓書</u> <u>第2号様式(第6条関係)日野市パートナーシップ宣誓証明書</u> <u>第3号様式(第6条関係)</u> <u>日野市パートナーシップ宣誓証明カード</u> <u>第4号様式(第7条関係)</u> <u>日野市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書</u> <u>第5号様式(第8条関係)</u> <u>日野市パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届</u> <u>第6号様式(第9条関係)日野市パートナーシップ宣誓証明書等返還届</u> <u>第7号様式 (第11条関係)</u> <u>第8号様式 (第12条関係)</u></p>	<p>(委任) <u>第5条 略</u> 付 則 略</p> <p><u>第1号様式 (第3条関係)</u> <u>第2号様式 (第4条関係)</u></p>	<p>第1号～第6号様式は資料3-2参照</p> <p>第7号～第8号様式は資料3-4参照</p>